

第9次 豊頃町社会教育中期計画

【令和3年度～令和7年度】

共に学び、共に育む

社会教育の推進



豊寿大学・生涯教室学習発表会

豊頃町教育委員会

豊 頃 町 民 憲 章

(昭和42年10月1日制定)

前章

わたくしたちは、故郷の母なる大河十勝川の流れるところ――

その大海原をのぞむ、十勝発祥の地に働くよろこびに生きる、豊頃の町民です。

わたくしたちは、先人のたくましい開拓精神と、報徳のおしえをうけつぐことをほこりとし、この町民憲章を定めます。

いまを充実させ、未来を発展させるために。

一章

1 健康で、明るい町をつくりましょう。

- 強く、正しく生きる気力を養いましょう。
- 健全なスポーツに親しみ、丈夫なからだをきたえましょう。
- 公衆衛生に気をくばり、美しい環境をつくりましょう。

二章

1 自然を愛し、生産を高め、豊かな町をつくりましょう。

- 美しい山や川、広い海に親しみ、豊かな人間性を養いましょう。
- しごとにほこりと希望をもって、はりきって働きましょう。
- 開拓先人の労苦にこたえ、産業の発展につとめましょう。

三章

1 きまりを守り、安全で住みよい町をつくりましょう。

- 時間は、お互いにきちんと守りましょう。
- 交通事故や、火災をなくしましょう。
- 礼儀や言葉づかいに気をつけ、秩序を守り責任を果たしましょう。

四章

1 お互いの立場を理解し、助け合って、しあわせな町をつくりましょう。

- お互いに話し合い、生活をたのしくしましょう。
- 先人の徳をしのび、報恩の心をもちましょう。
- としよりをうやまい、こどもを愛し、よいしつけをいたしましょう。

五章

1 文化を高め、未来に夢をもつ町をつくりましょう。

- 衣・食・住を工夫し、むだをはぶいて、生活文化を高めましょう。
- 読書や音楽などに親しみ、豊かな教養を身につけましょう。
- 教育の振興をはかり、平和な郷土をつくりましょう。

豊 頃 町 教 育 大 綱

(令和3年度～令和6年度)

【目 標】

「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」

【取 組】

・ 生きる力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育

主体的に課題を解決し、これからの社会で生きていくための質の高い教育の提供や ICT 環境の充実を図るとともに、発達段階を踏まえた小中連携教育を推進することで、確かな学力と体力・運動能力の向上を目指し、「報徳のおしえ」を系統的に学び続けることで、知、徳、体のバランスのとれた逞しい子供を育てる学校教育を目指します。

・ 協働の心と絆を育み生涯学び続ける社会教育

豊頃の自然や歴史など、特色ある教育資源を活かした、あらゆる学習機会の提供と拠点施設の整備充実に努め、町民の学習意欲を高めることで、共に学び、共に育み、その成果を学校や地域に還元し、人と人との絆を深める中から生涯を通じて学び続けることができる社会教育を目指します。

・ 人間性・社会性を培う家庭教育

核家族化や少子化、コミュニティの弱体化により人間関係が希薄となる中、すべての教育の出発点である家庭での教育力の向上に向け、「豊頃町家庭教育の手引き」の活用による家庭との連携、家庭教育学級などの学習機会の充実を図り、基本的な生活習慣や倫理観、社会的なマナーが培われる家庭教育を目指します。

豊 頃 町 教 育 目 標

～ 報徳のおしえをうけつぎ

いきいきと輝く町民をめざして ～



1 生涯を学び続け、知性と情操を養い、進んで実行する人

- ① 生涯を通して学び続ける意欲と能力を養うこと
- ② 豊かな知性と情操を持ち、自ら高める意欲を養うこと
- ③ 強い意志と正しい判断力を持ち、進んで行動できる力を養うこと

2 自然を愛し、文化を高め、うるおいのある心豊かな人

- ① 自然や文化に関心を深め、創造する豊かな心情を養うこと
- ② 地域活動に積極的に参加し、自己を生かす意欲を養うこと
- ③ 住みよい環境づくりに取り組める豊かな人間性を養うこと

3 郷土を愛し、勤労を重んじ、活力に満ちた町をつくる人

- ① 家庭のきずなを深め、郷土の発展に尽くす意欲を養うこと
- ② 働く喜びと誇りを持ち、社会に貢献する態度を養うこと
- ③ 公德心を高め、町づくりに対する意欲を養うこと

4 自らをみつめ、お互いに助け合い、よりよい生活を築く人

- ① 基本的生活習慣を身につけ、規則正しい生活に努める態度を養うこと
- ② 自らを律し、責任感をもって、最後までやりぬく心を養うこと
- ③ 相手の立場を認め、思いやりをもち、生活の向上に努める態度を養うこと

5 生命を大切にし、進んで心身を鍛え、健康と安全に心がける人

- ① 生命を尊重し、安全意識の高揚に努める態度を養うこと
- ② 進んで運動に参加し、健康安全に心がける態度を養うこと
- ③ 栄養・運動・休養のバランスのとれた規則正しい生活習慣を養うこと

(平成8年4月1日改定)

目 次

○ 第9次社会教育中期計画の策定について	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の基本的な性格	1
4 社会教育中期計画の位置付け	2
○ I 社会教育中期計画の目標	3
○ II 計画の内容	4
1 少年教育	4
2 成人教育	7
(1) 青年教育	7
(2) 成人一般	9
(3) 高齢者教育	11
3 芸術・文化	13
4 文化財	15
5 社会体育	17
(1) 社会体育事業	17
(2) 社会体育施設	19
6 社会教育施設	21
○ 資料	
第9次豊頃町社会教育中期計画諮問	23
第9次豊頃町社会教育中期計画答申	24
豊頃町社会教育委員名簿	25

第9次社会教育中期計画の策定について

1 策定の趣旨

豊頃町社会教育中期計画は昭和54年に「第1次計画」を策定し、令和2年度を終期とする「第8次計画」まで、その時代のニーズに沿った町民の学習要求に応え学習課題を解決するために、町の総合計画との整合性を図りながら、関係団体、学校、町各部局及び関係機関などと連携し、施策を総合的に推進してまいりました。

豊頃町の人口は3,124人（令和2年3月末）ですが、国立社会保障人口問題研究所によれば、今後人口は急速に減少を続け、約25年後の令和27年（2045年）には、約1,620人（令和2年から約52%減少）になるものと推計されており、人口の減少が経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下など、町民生活の様々な分野に大きな影響を及ぼすものと懸念されています。

これらの問題に対応し、急激な社会の変化の中で自分らしい人生を過ごすためには、発達段階に応じた継続的な学習活動が必要となっており、習得した知識や技能、学習により得た成果を地域社会のために還元していくための方策、学習者が実践していく力を養うための学習機会の提供などに取り組んでいく必要があります。

また、人口減少に伴う地域コミュニティ能力の低下を見据え、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、地域とともにある学校づくりを推進し、地域活性化を図る必要性があります。

こうしたことから、現在の社会教育の状況を踏まえ、豊頃町の特色を生かした今後の社会教育行政の在り方を考え、進むべき施策の体系化を図り、社会教育事業推進の指針となる社会教育中期計画を策定するものです。

2 計画の期間

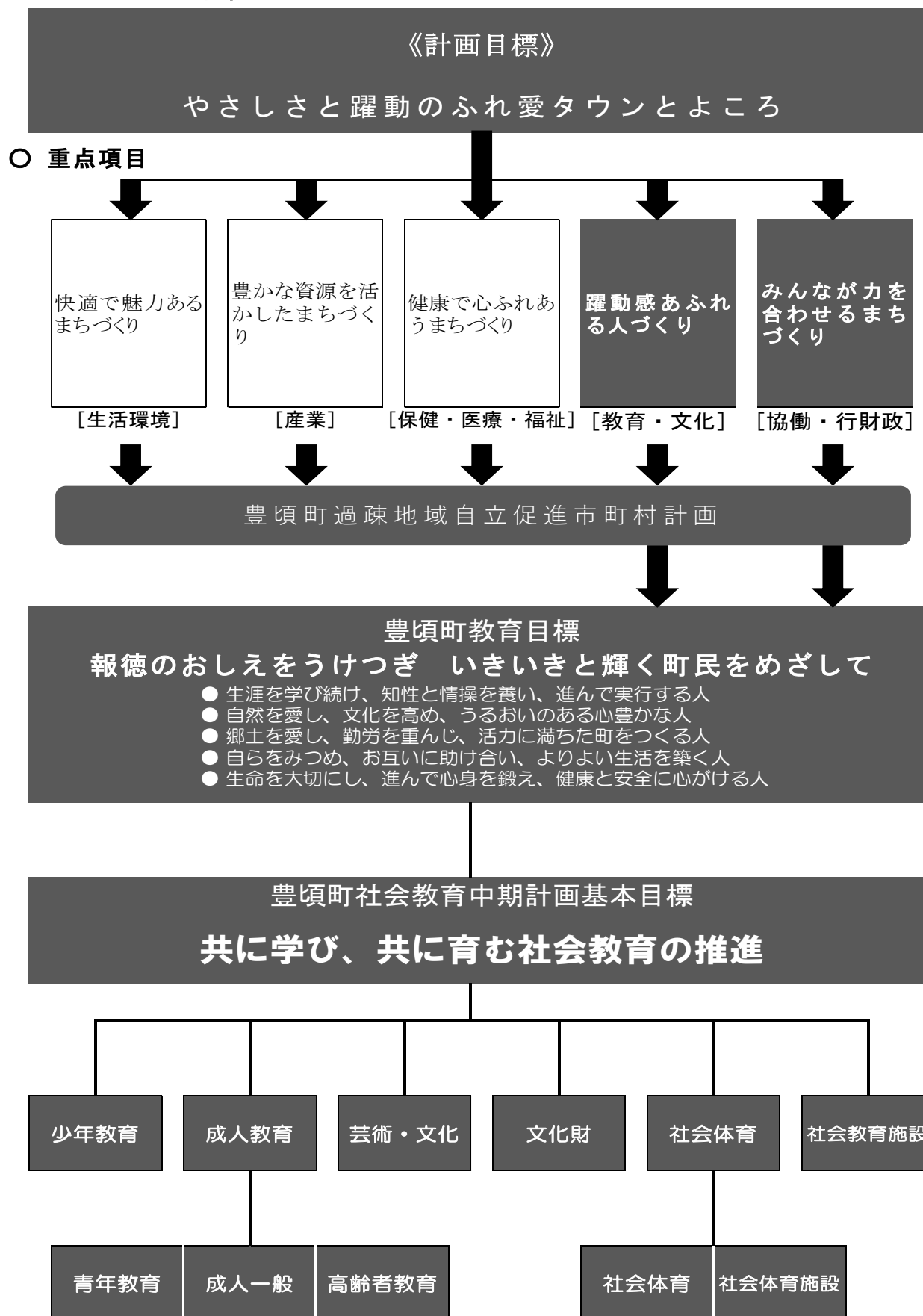
令和3年度から令和7年度までの5年間

3 計画の基本的な性格

豊頃町教育大綱及び豊頃町教育目標に基づき、生涯学習の理念に沿った社会教育の推進に係る計画とします。

4 社会教育中期計画の位置付け

○ まちづくりの目標 [第5次豊頃町まちづくり総合計画]



I 社会教育中期計画の目標

今日、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、これから私たちが生きがいを持ち充実した生活を送るためには、進んで学習に取り組む意欲を育て学習の成果を社会に還元する人を育むことが求められています。

豊頃町は十勝発祥の地として、二宮尊親翁をはじめ多くの人々が入植し、報徳のおしえをよりどころとした開拓精神は今なお受け継がれています。

これからの豊頃町は、報徳のおしえに学び、心身ともに健康で人間性豊かな生活を営む自立した人づくりをとおして、「人與人」が共に学び、共に育む社会教育の推進がまちづくりの基盤となり、郷土の発展につながるものと考えています。

以上のことを踏まえ、今後5ヵ年の社会教育の目標を次のとおり定めます。

第9次社会教育中期計画目標

共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進



II 計画の内容

1 少年教育

(1) 現状と問題点

青少年期は、保護者のもとで多くの時間を過ごしなが、学校や地域社会において多くの人との関わりの中で自ら課題を見つけ、その課題を解決する能力や、豊かな人間性、社会性を身につける大切な時期です。一方で保護者の働き方が多様化する中で青少年が日々を過ごす環境も大きく変化しています。

さらにインターネット社会となった現在では、スマートフォン等の端末機器を所持する年代が低年齢化するなどコミュニケーション不足による人間関係の希薄化や長時間利用による生活の乱れ、不適切な使用による犯罪被害、個人への誹謗中傷などの問題も指摘されるなど、子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を与えており、学習習慣や生活習慣にかかわる問題に対応する必要があります。

本町では「報徳のおしえ」を基盤とした道徳教育の充実や関係機関との連携により「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」「青少年芸術鑑賞会」また、インターネットの普及による活字離れも指摘されることから、「ブックスタート、セカンドブック」事業で幼児期から本に触れるなどの学習機会を提供し、子どもたちの社会性を高める取り組みをすすめています。

今後においても、コミュニケーション能力向上に向けた体験活動を様々な関係機関と連携協力し、継続して取り組む必要があります。

。

(2) 課 題

- ア 子どもたちの正義感・倫理観や思いやり、人間関係を形成する力などを身につける学習活動をすすめる必要があります。
- イ 子どもたちが地域における諸活動をとおして、自ら問題を見つけ、考え、課題を解決できる力を育てられる学習機会を拡充する必要があります。
- ウ ふるさとの魅力や課題などについての理解を深め、ふるさと「とよころ」に対する誇りや愛着などを高める学習活動が必要です。
- エ 各年代においてコミュニケーション能力向上に向けた学習活動が必要です。
- オ 各種団体と連携し、子どもたちの社会性を養う取り組みが必要です。

(3) 少年教育の目標

子どもたちが「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めることができるよう、郷土の自然や歴史、文化、産業などを学ぶ体験学習を推進し、コミュニケーション能力向上、豊かな人間性や社会性を育成します。

(4) 推進目標

- ア 報徳のおしえを基盤とした学習活動の推進
- イ ふるさとの自然や歴史などの特色を生かした体験学習の充実
- ウ 子どもと大人が共に学びあうことができる体験活動の充実
- エ 各種団体と連携した、交流会などの機会の提供

(5) 推進方策

- ア 子どもたちが、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などを身につけることができるよう小・中学校と連携して、報徳のおしえを基盤とした学習をすすめます。
- イ 子どもたちの学びの基礎となる好奇心や探究心を育み、自ら学び、自ら考える力を身につけることができるよう、関係機関などと連携して、ふるさとの自然や歴史、文化、産業などを学ぶ体験学習をすすめます。
- ウ 多くの大人たちが、子どもたちの活動に関心を持ち、関わりを持ってもらえるよう広く情報提供し、大人も積極的に活動に参加できる体制づくりをすすめます。
- エ 少子化の影響で、子ども会活動ができない地域があることを踏まえて、青少年育成

連絡協議会と連携して交流会などの機会を提供します。

オ コミュニティ・スクールを推進し、学校との連携を深めながら、学校、家庭、地域が連携し、自らの学習成果を生かせるよう体制づくりを行い、家庭や地域による子どもの教育支援を進めるとともに地域活性化を推進します。

カ その他の目標達成に必要な推進施策

（６）具体的な事業

ア 報徳のおしえ推進会議による「報徳のおしえ」の普及・啓発

イ コミュニティ・スクールの推進

ウ える夢キッズ、通学合宿などの体験活動の実施

エ 町青少年育成連絡協議会等の団体支援

オ 姉妹都市（相馬市・滑川市）との相互交流

カ 幼児、小中学生を対象とした芸術鑑賞会の提供

キ その他学習機会の提供



【える夢キッズクラブ】



【小中学生芸術鑑賞会】

2 成人教育

(1) 青年教育

ア 現状と問題点

本町においては、平成 11 年度に地域青年団が解散して以降、地域における青年の社会的役割や地域づくりの基礎を学ぶ学習機会が減少しています。人口減少社会における地域づくりやまちづくり、地域活性化には支えあいや助け合いといったソーシャルキャピタルの充実が求められており、青年たちが自らの意思で行動する内発的な活動が必要です。

本町においては、豊頃町総合プロモーション推進協議会が青年等を対象に交流事業をメインに活動していることから、今後は連携協力し青年たちが地域の中で担う役割を明確にしながら社会参画を助長することが重要です。

イ 課 題

(ア) 団体活動や個人の学習活動をととして青年の社会参画を助長する必要があります。

(イ) 学習機会を拡充するとともに、内発的な動機による活動を促し、自己実現をめざす意識を養う必要があります。

ウ 青年教育の目標

地域の青年が次世代のリーダーとして活躍できるよう、団体活動や個人の学習活動を支え、自主的・主体的な活動を促し、社会参加の活動を通して人材の育成を目指します。

エ 推進目標

異業種の青年たちが交流・学習することで、まちの現状把握と課題解決に向けた意識を高めあうことができるよう指導・助言を行う。

オ 推進方策

(ア) 豊頃町総合プロモーション推進協議会と連携し、異業種の交流・学習を通して将来のリーダーとなる人材の育成を行います。

(イ) その他の目標達成に必要な推進施策

カ 具体的な事業

(ア) 成人式の開催

(イ) 豊頃町総合プロモーション推進協議会との連携・学習支援

(ウ) その他学習機会の提供



【成人式】



【農協青年部によるえる夢キッズ農業体験指導】

(2) 成人一般

ア 現状と問題点

学習ニーズの高度化・多様化にともない、時代の変化に対応した学習環境の充実が求められており、生涯にわたって行う学習の重要性がますます高まっています。

特に成年期は、家庭や職場、地域づくりや PTA 活動、地域課題を解決するものなど、重要な役割や責任を担う時期であり、より高度で充実した学習が必要ですが、仕事や子育てに追われ学習活動は少なくなっています。

また、地域の人間関係の希薄化などによる、地域活動への参加者の減少に加え、急激な少子高齢化による人口減少が、本町のまちづくりを支えてきた行政区や地域づくり推進団体の活動や持続性に問題が生じていることから、学習指導者の育成や町民の自主的活動の支援を行い、地域の連帯感を形成していく必要があります。

イ 課 題

(ア) まちづくりや地域づくりの担い手として、これからの地域の課題に自ら関心を寄せ行動に移す意識を培う必要があります。

(イ) 学習機会を拡充するとともに、内発的な動機による活動を促し、自己実現をめざす意識を養う必要があります。

(ウ) 個別型の学習形態において、多様な学習プログラムを提供するとともに、町民に学習情報を幅広く提供していく必要があります。

ウ 成人一般の目標

町民主体のまちづくりや、地域におけるきずなづくりに資するため、地域づくり活動やまちのにぎわい・交流を促進する学習活動をすすめます。

エ 推進目標

(ア) 町民が自分の住むまちに対して興味を持ち、その課題解決策を学ぶような学習機会の提供。

(イ) 個人が学んだことを地域で活かすことができる場や機会の拡充。

(ウ) 地域づくりや青少年の健全育成の推進者を養成。

(エ) 女性活動グループ・団体間の連携を図り協力体制を推進する。

(オ) 町民の学習ニーズに対応した学習機会の提供。

オ 推進方策

(ア) 町民が自分の住むまちに対して興味を持ち、主体的にまちづくりに参加するためには「まちの良さ」を知り、課題を把握する必要があることから、地域の魅力や課題などについての理解を深める学習活動をすすめます。

(イ) 個人が学習活動で身につけた知識や技術は地域全体の財産として捉え、学びの成果を地域に還元し、地域で活かしていくことができるような活動をすすめます。

(ウ) 町民主体のまちづくりや、地域におけるきずなづくりに資するため、地域づくり活動等を促進する学習活動をすすめます。

(エ) 女性の多様な学習ニーズを把握し、それに応える学習機会を提供するとともに、特に若い世代への学習情報や資料を拡充することで学習意欲を高める取り組みをすすめます。

(オ) 学習ニーズの高度化・多様化に対応した学習環境を整えるとともに、町民による地域の課題の解決を目指すための学習活動をすすめます。

(カ) その他の目標達成に必要な推進施策

カ 具体的な事業

(ア) 学習要求に応じた「える夢出前講座」の開設

(イ) 地域づくり活動の促進、支援

(ウ) 各種グループ、団体活動への支援

(エ) 講座や教室を「きっかけ」とした
グループの育成

(オ) 家庭教育学級の開設

(カ) その他学習機会の提供



町づくり講演会

(3) 高齢者教育

ア 現状と問題点

本町の高齢化率は39%（令和2年3月末）となっており、国立社会保障人口問題研究所では令和27年（2045年）には46.3%と推計され、超高齢化社会を迎えます。

現在の高齢者といわれる年代層、特に団塊の世代は就業意欲も高く、基礎的な能力も高いことから、趣味や教養ばかりではなく、社会参画も含めた多様な学習機会の提供が求められています。

また、人生の円熟期を迎えた後期高齢者が、これまでの人生の中で培った豊かな知識や知恵、技術を活かせる場所や機会を見出し、生きがいを感じ充実した生活を送ることは、地域の一員として社会的役割を果たすことにもなり、そのためにも主体的、継続的な学習活動や社会参加が一層必要になっています。

本町では、町内7地区において「生涯教室」を開設し、また「豊寿大学」開講をとおして自主的な学習を支援し、学習機会の提供と拡充を図ってきましたが、加入者の減少等により活動も縮小しており、これまでの集合型の学習形態と個別型への学習形態への支援を拡充していく必要があります。

イ 課 題

（ア）高齢者が長い人生で培ってきた、豊富な知識や知恵を次世代へ伝えるための機会を拡充する必要があります。

（イ）集合型や個別型など学習形態の多様性に対応した支援を拡充する必要があります。

（ウ）高齢者の社会参画に関する学習機会を拡充する必要があります。

（エ）高齢者の発達課題（高齢者・後期高齢者）に対応した取り組みが必要です。

ウ 高齢者教育の目標

高齢者の生きがいにつながる学習機会を提供し、豊富な人生経験で培った知識や知恵を活かして地域活動を行う人材を育成します。

エ 推進目標

- (ア) 「豊寿大学」、「生涯教室」の指導者の育成と人材活用を図り、安定した学習活動を提供する。
- (イ) 高齢者がもっている豊富な知識や知恵、技術を次世代へ伝えていくための機会の創出。
- (ウ) 高齢者のニーズや発達課題に即した学習機会の拡充。

オ 推進方策

- (ア) 「豊寿大学」、「生涯教室」は高齢者教育の中心的事業として位置づけ実施してきました。今後もこの活動を継続するため指導者とリーダーの育成に努めるとともに人材活用をすすめます。
- (イ) 高齢者の知識や知恵を活かし、世代間の交流を図りながら、双方に学び合いの成果がもたらされるよう、次世代へ伝えられるような活動をすすめます。
- (ウ) 高齢者が積極的に自分の知識や知恵、技術を活かして「まちづくり」活動に参加できるよう、学習の機会を拡充します。
- (エ) 「豊寿大学」、「生涯教室」につづく、高齢者の「生きがい」「居場所」「仲間づくり」につながる学習活動をすすめます。
- (オ) その他の目標達成に必要な推進施策

カ 具体的な事業

- (ア) 豊寿大学、生涯教室の開設
- (イ) 学習要求に応じた「学びの場の提供」によるグループの育成
- (ウ) 講座や教室の開設による個別型学習の推進
- (エ) その他学習機会の提供



豊寿大学修学旅行

3 芸術・文化

(1) 現状と問題点

今日、生涯にわたりゆとりやうるおいを実感できる生活が望まれている中、豊かな情操を培い、生きがいをづくりをすすめることがますます重要となっています。

本町の芸術・文化活動は自主活動のグループや文化協会が中心となって推進されているほか、生涯学習フェスティバルやみんなで創る文化・スポーツ公（講）演支援事業などを通じて、町民主体の芸術・文化活動を促進しています。

また、町民文芸誌「河口」は、毎年個人から俳句、詩、絵画、写真等の作品を募って、町民からの委員により編集されており令和2年度発行で44号を発行しています。

(2) 課題

ア 町民だれもが気軽に、幅広い芸術・文化にふれる機会を拡充する必要があります。

イ 自主活動グループの活動や、講座をとおして芸術・文化活動を支援する必要があります。

ウ 自主活動グループが個別の活動の枠をこえて、団体同士のつながりを意識した活動できるよう支援を行っていく必要があります。

(3) 芸術・文化の目標

町民の主体的な文化活動を支援するとともに、生涯にわたりゆとりやうるおいを実感して生活することができるよう、豊かな情操の育成に取り組みます。

(4) 推進目標

ア 町民が優れた芸術・文化にふれる機会をつくり、芸術・文化の意識高揚を図る。

イ 自主活動グループや個人の学習の成果を発表できる場や機会の提供。

ウ 町民が仲間との交流や生きがいをづくりができる学習機会の提供。

(5) 推進方策

ア 町民が一流の芸術文化に触れる機会を提供し、生活にゆとりと潤いを実感できる環境を整備します。

イ える夢館を拠点として、芸術・文化活動の発表の場を提供し、町民の交流をすすめます。

ウ 町民が趣味を持ち、教養を深め、仲間との交流や生きがいがいづくりができる学習機会を提供します。

エ 地域での学習機会を充実するため、講座などを企画・運営するグループに対して、指導者・講師の紹介や企画・運営への助言などの支援を行います。

オ 地域の人材の発掘・活用を図るため、学習指導者や団体・サークルに関する情報の収集、提供に努めます。

カ 芸術・文化活動を支える人材の育成のため、町内の文化団体等が行う事業などに対する支援を行うほか、優秀な芸術・文化活動を表彰します。

キ その他の目標達成に必要な推進施策

(6) 具体的な事業

ア 芸術鑑賞機会の提供や講座等の開設

イ 芸術・文化公演の企画、運営支援

ウ 各種団体育成、支援

エ 文化賞表彰

オ その他学習機会の提供



町民芸術鑑賞会（和心ブラザーズコンサート）



書初め席書大会

4 文化財

(1) 現状と問題点

本町には豊かな自然や過去の町の歴史、文化等を伝える多くの記念物や有形・無形文化財、本町発展の礎となった文化財資料等が数多くありますが、その存在や価値はあまり知られていません。

こうしたことから、ふるさとの魅力や課題などについての理解を深めるため、地域素材を活かした学習活動を通じてふるさとを再発見し、これを広く伝えていく必要があるとともに、これら文化財を後世に残すため、適正に管理する必要があります。

(2) 課 題

ア 町民が文化財等を身近なものと感じ、自分たちの貴重な財産として理解を深め、活用できる仕組みづくりが必要です。

イ 無形の文化財の継承と伝承者を育成することが必要です。

ウ 文化財の適正管理をすることが必要です。

(3) 文化財の目標

町民がふるさとの風土に学び、「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着などを高めることができるよう、ふるさとの理解や再発見を促進する学習活動をすすめます。

また、文化財の適正管理を実施します。

(4) 推進目標

ア 貴重な文化財資料等の収集・保存・活用に努める。

イ 地域の素材を活かした、「ふるさと豊頃」に関する学習活動の推進。

ウ 文化財の適正管理に努める。

(5) 推進方策

ア 文化財等の資料について、系統的な収集を図るとともに適切な保存に努め、その活用や情報提供をすすめます。

イ 町民が我が町に対する誇りや愛着などを高めることができるよう、ふるさとの理解や再発見を促進する学習活動をすすめます。

ウ 二宮獅子舞神楽などの民族文化財の継承と後継者育成を支援します。

エ その他の目標達成に必要な推進施策

(6) 具体的な事業

ア 文化財資料の保護、保存、活用

イ 指定文化財の保護、保存

ウ 郷土や文化財に関する講座の開設

エ 伝統芸能への支援

オ 文化財資料の展示、活用

カ 大津十勝川学会等の郷土史研究グループとの連携

キ その他学習機会の提供



町指定民族文化財(二宮獅子舞神楽)



町指定文化財(はるにれ)

5 社会体育

(1) 社会体育事業

ア 現状と問題点

多くの人が、心身ともに健康で文化的な生活を望んでおり、スポーツ・レクレーションへの関心が高まっています。

スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、仲間との連帯感や協調性が培われ、地域社会形成の基礎となるほか、青少年が思いやりの心やフェアプレーの精神を育む重要な役割も果たしています。

本町には、総合体育館や野球場、ソフトボール場、町民プールなどがあり町民が気軽にスポーツなどを楽しめる環境が整備されています。

児童生徒及び指導者向けに、トレーニング教室を開催しており、より内容の充実を図り、トレーニングの方法や知識を習得することで、体力の向上とスポーツ事故の未然防止に努めていかなければなりません。

成人や高齢者層は、健康のための運動やスポーツ活動に興味をもっているものの、行動にうつせない傾向にあるため、スポーツの楽しさや魅力を伝えられる指導者の育成を推進しなければなりません。

イ 課題

- (ア) 社会体育施設の有効利用を図る必要があります。
- (イ) 幼児から高齢者までスポーツに取り組める環境を整備する必要があります。
- (ウ) スポーツ、軽スポーツの専門知識を有する指導者を育成する必要があります。
- (エ) 健康づくりや親睦を深めるため、軽スポーツのサークル化や教室等を企画する必要があります。
- (オ) 身近な地域で気軽に親しめる軽スポーツ等を振興する必要があります。
- (カ) スポーツ活動を継続、維持するため施設を充実する必要があります。
- (キ) 安心してスポーツに取り組めるよう、緊急時に適切な対応をするための講習会等を実施する必要があります。

ウ 社会体育事業の目標

町民が気軽にスポーツやレクレーションを楽しめる環境づくりを進め、個々の運動能力に応じたスポーツをすることによる健康体力の維持向上をめざします。

エ 推進目標

- (ア) 健やかな体を育むスポーツ活動等を推進します。
- (イ) にぎわいや交流を促進するスポーツの振興を図ります。
- (ウ) 地域の人材を発掘し、活用します。

オ 推進方策

- (ア) みんなが親しめるスポーツ・レクレーション活動を推進します。
- (イ) スポーツ団体への支援を推進します。
- (ウ) 各競技における有資格者の育成や軽スポーツ等指導者の育成を推進します。
- (エ) 各種スポーツ教室を行い、専門知識の習得を推進します。

カ 具体的な事業

- (ア) 軽スポーツ交流会、出前講座の実施
- (イ) 体育連盟、スポーツ少年団本部への支援
- (ウ) 各種専門競技の教室を実施
- (エ) アウトドア体験教室の実施
- (オ) 応急手当教室の実施
- (カ) スポーツ賞表彰の実施
- (キ) 専門競技や少年団指導等の指導者講習会の実施
- (ク) その他スポーツ活動に対する指導、支援



トレーニング教室

(2) 社会体育施設

ア 現状と問題点

社会体育施設は、町民のスポーツ活動の拠点であり、安全性、快適性が求められます。本町の体育施設は総合体育館（昭和56年建築）・野球場（昭和54年造成）・ソフトボール場（平成6年造成）・町民プール（平成24年建築）・町営スケートリンクがあり、町民プールを除く各施設が設置から20年以上経過し、老朽化が進んでいるため、各施設利用者が快適に利用できるよう維持管理を適切に行う必要があります。

イ 課題

- (ア) 総合体育館は、町民の体力づくり向上のため、ニーズに合ったトレーニング器具を更新する必要があります。
- (イ) 野球場は、内外野フェンスの劣化、地盤の隆起があり、改修もしくは移転を含めて検討する必要があります。
- (ウ) ソフトボール場は、現状を保つための維持管理が必要です。
- (エ) 町民プールは、主要な構造体が木造であることから劣化を防ぐため、定期的にメンテナンスを行う必要があります。今後、町民の体力づくりをさらにすすめ、利用者増加につながる運営方法の検討が必要です。
- (オ) 町営スケートリンクは、現在、豊頃小学校PTAを中心に造成委員会で造成していますが、将来的に人員確保が難しく、民間委託を含めた検討が必要です。

ウ 社会体育施設の目標

町民がスポーツや健康づくりの場として、安全で安心して楽しんで利用できる体育施設の充実を図ります。

エ 推進目標

- (ア) 総合体育館は、建物・設備を維持し、トレーニング器具の充実を図ります。
- (イ) 野球場、ソフトボール場、町民プール及び町営スケートリンクは、安全性、快適性が保てるよう維持管理を行います。

オ 推進方策

- (ア) ホームページや広報誌を通して各施設の利用状況などを周知します。

(イ) 各施設の維持管理を行います。

カ 具体的な事業

(ア) 総合体育館は、民間委託による適切な維持管理を行い、利用者のニーズに合ったトレーニング器具を更新します。

(イ) 野球場は、整地等適切な維持管理を行います。

(ウ) ソフトボール場は、整地等適切な維持管理や定期的な客土を行います。

(エ) 町民プールは、民間委託による適切な維持管理を行います。

(オ) 町営スケートリンクは、在り方を検討します。



総合体育館



町民プール

6 社会教育施設

(1) 現状と問題点

社会教育施設等は、町民の学習・文化活動の拠点であり、安全性や利便性などを確保することが求められます。

町では、郷土情報室、図書館等を有する生涯学習施設「える夢館」を拠点施設として、文化団体をはじめとする各種団体の活動が活発に行われているほか、二宮報徳館、地域コミセンなどの地域集会施設も多くの町民の学習活動に利用されていますが、人口の減少とともに利用者も減少傾向にあります。

また、える夢館は建設後20年を迎え、設備の管理、更新を行う必要があります。

(2) 課題

ア える夢館を中心に、町民の多様な学習要求に対応するための体制整備が必要です。

イ 施設の催し物の案内や利用方法の周知が不十分であり検討する必要があります。

ウ 専門性を活かした事業展開を進め、新たな施設利用者を掘り起す必要があります。

エ 老朽化や展示物の更新に伴う計画的な施設整備が必要です。

(3) 社会教育施設の目標

町民が生き生きと学ぶことができるよう、安全・安心で利用しやすい教育環境の整備をすすめ、学習の拠点として、ひとづくり、まちづくりを推進する。

(4) 推進目標

ア 生涯学習施設

える夢館が町民の多様な学習要求に応え、生涯学習中核施設として有効利用されるよう施設整備・拡充をすすめるとともに、適切な管理運営に努めます。

イ 図書館

図書館が町民の課題解決などに資するよう適切な管理運営に努めます。

ウ 二宮報徳館

二宮報徳館が郷土研究の拠点となるよう適切な管理運営に努めます。

(5) 推進方策

- ア ホームページや広報紙などを活用しながら、ホールやギャラリーの利用方法や学習情報を幅広く提供します。
- イ 郷土情報室の展示替えにより施設の有効利用を図ります。
- ウ 図書館が町民に身近な知識の情報拠点として、読書活動やさまざまな課題解決に資するよう蔵書やレファレンスなどサービスの充実を図ります。
- エ 図書館の在り方を検討し、新たな利用者の掘り起しをすすめます。
- オ 二宮報徳館で保存している文化財資料の展示を行い、施設の有効利用を図ります。
- カ その他の目標達成に必要な推進施策

(6) 具体的な事業

- ア える夢館の利用方法や学習情報の提供の充実
- イ える夢館の有効利用（はるにれギャラリー、図書館、郷土情報室）
- ウ 二宮報徳館の有効利用
- エ その他学習機会の提供



える夢館交流室(パステルアート教室)



える夢館ギャラリー(文化祭展示)

資 料

令和 2 年 9 月 29 日

豊頃町社会教育委員の会議委員長 様

豊頃町教育委員会教育長 山 本 芳 博

第 9 次豊頃町社会教育中期計画の策定について（諮問）

本町の社会教育は、第 8 次豊頃町社会教育中期計画（平成 28 年度～令和 2 年度）に基づき、「響きあい、高めあう社会教育の実現を目指して」を基本目標に推進しております。

この間の社会情勢は、政治や経済、福祉、教育、科学技術等の様々な分野が高度化・複雑化し、住民を取り巻く環境や生活意識にも大きな影響を与えています。

このような中で、本町においては高齢化率が 39.7%（令和 2 年 1 月 1 日現在住民基本台帳人口）となり、全道平均の 31.7%を大きく上回って進行しており、長寿社会の到来に伴い個人の社会参画の期間も伸張していることから、各人が学習の成果を生かし、地域社会を支える一員として社会参加することができる環境づくりを進めていくことが求められています。

さらには、人口減少や過疎化等により地域の力の衰退が懸念される中、社会教育の資源を十分生かして、地域の活性化を担う人材を育成することも重要となっています。

このため、第 5 次豊頃町町づくり総合計画との整合性を図りながら、第 8 次中期計画の反省・評価を踏まえ、本町の社会教育推進の指針となる第 9 次豊頃町社会教育中期計画（令和 3 年度～7 年度）の策定について諮問いたします。

令和 3 年 2 月 22 日

豊頃町教育委員会教育長 山 本 芳 博 様

豊頃町社会教育委員の会議委員長 平 井 均

第 9 次豊頃町社会教育中期計画について（答申）

令和 2 年 9 月 29 日付け諮問のありました標記の件について、本町社会教育の現状と課題を踏まえ慎重に審議してまいりました。

これからの豊頃町は、報徳のおしえに学び、心身ともに健康で人間性豊かな生活を営む自立した人づくりをとおして、「家庭、地域、学校」が共に学び、共に育みあうことがまちづくりの基盤となり、郷土の発展につながるものと考えており、私たちが生きがいを持ち充実した生活を送るためには、進んで学習に取り組む意欲を育て学習の成果を社会に還元する人を育むことがこれまで以上に求められています。

今後の社会教育の推進にあたり本計画が十分に生かされ、町民の学習意欲や自由な創意・工夫を生かした学習活動を支援し、充実した社会教育事業が展開されるよう、更なる諸条件の整備、充実にご尽力くださいますようお願い申し上げ、今後 5 年間の社会教育中期計画を別添のとおり答申いたします。

豊頃町社会教育委員名簿

(任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

No	氏 名	所 属	区分
1	森 本 聡	豊頃小学校長	団体
2	吾 妻 昌 三	豊頃中学校長	団体
3	林 俊 則	豊頃町体育連盟会長	団体
4	岩 井 明	豊頃町文化協会会長	団体
5	平 井 均	豊頃町地域づくり推進委員会会長	団体
6	津 久 井 直 弘	豊頃町PTA連合会長	団体
7	武 隈 英 和		学識
8	松 崎 直 弘		学識
9	永 原 和 也		学識
10	山 田 睦		学識
11	原 田 哲 仁		学識
12	佐 藤 友美子		学識

第 9 次豊頃町社会教育中期計画

発行 豊頃町教育委員会

〒 0 8 9 - 5 3 9 2

北海道中川郡豊頃町茂岩本町 1 6 6 番地